

令和7年度 環境対応車導入促進助成金交付要綱

(天然ガス車・ハイブリッド車・電気車・燃料電池車)

一般社団法人埼玉県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)の定めた環境対応車導入促進助成金交付要綱に基づき、一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「埼ト協」という。)が行う温室効果ガスの排出削減と地球環境の保全を図る目的のため、環境対応車導入促進助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めることとする。

- (1)「環境対応車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法第60条第1項規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する事業用自動車であって、車両総重量2.5トン超の天然ガス車、ハイブリッド車、電気車、燃料電池車をいう。
- (2)「事業者」とは、埼ト協の会員であって、環境対応車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ使用するものをいう。
- (3)「導入」とは、令和8年2月末日までに登録の完了する環境対応車の初度登録であって、使用の本拠の位置を埼玉県内に置くものとする。
- (4)「導入期間」は、令和7年4月1日から令和8年2月末日までとする。

(環境対応車の導入に対する助成)

第3条 埼ト協は、事業者から申請のあったときは、環境対応車の導入に要する費用の一部を、予算の範囲内で助成する。

但し、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者に限り、埼ト協分を助成の対象とする。

なお、届出していない事業者については、全ト協分の助成額を全ト協の予算の範囲内で助成する。

また、標準的な運賃届出前に全ト協分助成金の交付申請をしたものについては、埼ト協分助成金の追加請求はできない。

- 2 電気車又は燃料電池車については、中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者(資本金3億円以下または従業員数300人以下)の事業者を対象とする。
- 3 1事業者あたりの助成台数は、別表による。
- 4 申請及び請求期間は、令和7年4月1日から令和8年2月末日までとする。
なお、予算に達した時点で受付を終了とする。

(交付申請)

第4条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、次に定めるものとする。ただし、予算に達した場合にはそれまでとする。

- 2 4月～6月の登録は、令和7年7月18日まで事後申請を認める。
- 3 7月以降の登録は、令和8年1月16日までに登録前申請を行うものとする。

(登録前申請における助成金の請求)

第5条 前条により登録前申請した場合には、導入後次により請求書を提出するものとする。

購入の場合、事業者は導入後1ヶ月以内に請求書(様式2)を提出するものとする。

リースによる場合は、当該車両のリース契約元が請求書を提出するものとする。

(助成金の交付)

第6条 埼玉協は、前条による請求書の提出があったときには、次により助成金を交付する。

購入による導入の場合は、埼玉協並びに全ト協の負担する助成金を一括して事業者に交付する。導入がリースによる場合には、埼玉協の負担する助成金をリース契約元に交付する。

(助成金の交付額)

第7条 1台当たりの助成交付額は、別表に定める。

(申請の取り下げ)

第8条 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難になったときは、事業者は速やかに埼玉協へその旨を申し出て、その指示を受けなければならない。

(指定の取り消しと助成金の返還)

第9条 会員は、環境対応車の使用にあたっては、関係法令に従い、その管理体制を確立し適切に運行しなければならない。

2 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、埼玉協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。但し、当該車両の初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生した場合は、この限りではない。

- ① 助成金の交付に決定の内容、もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき
- ② 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき
- ③ 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき
- ④ 事業者が埼玉協を脱会したとき
- ⑤ 事業者が会費を滞納したとき

3 前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に交付されている場合は、全ト協及び埼玉協は事業者又はリース会社に対し期限を定めてその返還を定めることができる。

(財産の処分制限)

第10条 事業者は、交付解消となった車両が初度登録日から起算して下記の法定対応年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付または担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

- (1)最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年
- (2)最大積載量2トン超の事業用トラック 4年

2 事業者は、前項による処分が行われたときは、埼玉協へ報告しなければならない。

(雑則)

第11条 埼玉協は、事業者に対し、助成に関して報告を求めることができるものとする。

本要綱は、令和 7年 4月 1日より実施する。